

札幌市民交流プラザ（札幌文化芸術劇場及び札幌文化 芸術交流センター）の指定管理者の選定結果について

1 選定委員会開催経過

第1回 令和6年 7月25日 募集要項、選定方法等について

第2回 令和6年10月30日 書類審査、面接審査、選定

2 選定委員会委員

委員7名（市職員1人、外部委員6人）

委員長 北村 清彦 北海道大学名誉教授

副委員長 梶井 祥子 札幌大谷大学社会学部地域社会学科教授

委員 齊藤 雅彰 日本劇作家協会北海道支部顧問

委員 倉知 直美 公認会計士

委員 三部安紀子 一般社団法人北海道二期会副理事長

委員 森永 晴之 社会保険労務士

委員 手塚 祐史 市民文化局文化部事業調整担当課長

3 応募団体

1団体（非公募）

公益財団法人札幌市芸術文化財団（※現指定管理者）

非公募により応募を求めた理由：別紙1のとおり

4 選定結果（指定管理者候補者）

(1) 選定された団体

公益財団法人札幌市芸術文化財団 理事長 秋元 克広

札幌市南区芸術の森2丁目75番地

(2) 選定の理由

公益財団法人札幌市芸術文化財団は、札幌文化芸術劇場及び札幌文化芸術交流センター（以下「文化芸術劇場等」という。）の管理運営業務における各要求水準を満たしており、文化芸術劇場等の選定基準に照らして安定した管理運営を担える健全な組織体制及び財務状況を有している点が特に優れていると評価された。

また、施設の効用発揮の点において、現在の指定管理者としての実績に加えて、提案された事業計画が文化芸術の普及振興にとって有効かつ具体的なものとなっている点が評価されたほか、札幌市の文化芸術をけん引している姿勢や、施設の設置目的の達成に対し有効に寄与する計画となっている点が高く評価された。

以上の点から、文化芸術劇場等の設置目的を効果的に達成するために、公益財団法人札幌市芸術文化財団は指定管理者の候補者として適切であると判断された。

(3) 評価結果

選定基準	配点	採点
①平等利用の確保	5 点	4 . 1 4 点
②施設の効用発揮	9 5 点	7 2 . 4 3 点
③安定経営能力	8 5 点	7 0 . 0 0 点
④管理経費の縮減	3 0 点	8 . 2 9 点
合計	2 1 5 点	1 5 4 . 8 6 点
得点率	—	7 2 . 0 3 %

(4) 指定期間 令和 7 年（2025 年）4 月 1 日～令和 12 年（2030 年）3 月 31 日の予定

5 その他

令和 6 年第 4 回定例市議会において、公の施設の指定管理者の指定の件について議案を提出する予定。

札幌市文化部文化振興課 011-211-2261

札幌市民交流プラザ（札幌文化芸術劇場及び札幌文化芸術交流センター）の 指定管理者の選定方法を非公募とした理由

札幌市民交流プラザは、本市における文化芸術活動及び生涯学習の振興並びに人々の来訪及び交流の促進を図り、もって市民の創造性を育むとともに、市民生活の質の向上を実現するほか、地域のにぎわいの創出に寄与するために設置された施設である。

札幌市民交流プラザを構成する札幌文化芸術劇場及び札幌文化芸術交流センター（以下「文化芸術劇場等」という。）の指定管理者の選定に当たっては、札幌市民交流プラザ条例（平成 27 年条例第 35 号）第 16 条第 2 項の規定により、指定管理者に管理を行わせている場合で、文化芸術劇場等の管理が良好に行われている場合に限り、札幌市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成 15 年条例第 33 号）第 2 条の規定にかかわらず、公募によることなく、現在管理を行っている団体に対して同条例第 3 条の規定による申込みを求めることができることとされている。

この度、下記 1 から 4 までの必要性を満たす団体として、下記 5 のとおり、公益財団法人札幌市芸術文化財団（以下「芸術文化財団」という。）に対して、非公募により文化芸術劇場等の指定管理者の指定に係る申込みを求めることとした。

記

1 継続的な事業執行の必要性について

札幌文化芸術劇場は、こけら落とし公演のオペラ「アイーダ」、バレエ「白鳥の湖」を始めとして、国内外の質の高いオペラ、バレエ等を招へいしているほか、他の劇場や地元芸術団体との共同制作又は単独制作を通じて札幌の舞台芸術の振興を図り、市民や札幌を訪れる人々に質の高い舞台芸術の鑑賞機会を提供している。

また、札幌文化芸術交流センターは、札幌の文化芸術活動全体を支え育て、一層推進するための拠点として設置されたものであり、札幌文化芸術劇場の上演分野に合わせて、ワークショップやプレイベントを実施して当該分野の振興を図るなど、同劇場との連携だけでなく、アート資産（札幌芸術の森、札幌コンサートホール、札幌市教育文化会館などの「もの」、PMF、サッポロ・シティ・ジャズなどの「こと」、これらに携わる人たち「ひと」を総称したものをいう。）それぞれの質を高めるとともに、これらの相互の連携や調整を担っている。

文化芸術劇場等で行われる事業は、事業の企画・準備の期間として、2、3年を要するものが多く、数年ごとに指定管理者が公募されるような場合には、事業の企画・準備を行った団体が次期指定管理者として指定を受けることができなくなる可能性が生じる。そのような場合には、自ら企画・準備を行った事業の成果を確認・評価することができず、当該事業に責任を持つことができなくなり、ひいては、事業の実施そのものが難しくなる可能性がある。特にオペラやバレエなどの舞台芸術は、準備期間を考慮した継続的な事業展開が必要である。

2 長期的な人材育成の必要性について

札幌文化芸術交流センターは、美術・音楽・舞台芸術等の幅広い分野で事業の展開

を行っており、札幌市における文化芸術活動の中心的な拠点を担っている。その特性を十分に考慮した幅広い企画や運営を行うためには、各分野・施設の事業の長期的かつ幅広い経験を持ったスタッフが必要である。

また、文化芸術劇場等で行われるスタッフの人材育成事業については、長期的な展望を持って段階的にレベルを上げて実施する必要がある、事業の実施期間が長期間に及ぶ。そして当該人材育成事業は、数値的な評価が困難であり、成果が現れるまでに長期間を要することから、長期的な視点に立ったノウハウの蓄積や施設側と指導者との信頼関係の構築が必要である。

3 一体的な管理運営の必要性について

文化芸術劇場等については、札幌市独自の文化芸術を育み、発信し、文化芸術の担い手を育成していくというまちづくりの観点から、札幌芸術の森、札幌コンサートホール、札幌市教育文化会館等の市内にある各文化芸術施設と密接に連携し、札幌の文化芸術を一層魅力的とする一体的な事業の展開を図ることが重要である。それを実現するためには、芸術文化財団が指定管理者として運営する各施設との一体的な管理運営が必要である。

4 本市の関与の必要性について

文化芸術事業の成果は、入場者数や入場料収入などの収益性だけによって計られるものではなく、収益性が低いものであっても、将来の文化芸術の担い手を育成する事業の促進や、市民が自ら文化芸術を発信できる環境づくりなどの本市が目指すまちづくりの在り方や施設の設置目的の達成という観点から考えることが重要である。

本市では、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、市民が心豊かに暮らせる文化の薫り高き札幌のまちづくりに寄与すること等を目的として、札幌市文化芸術振興条例（平成 19 年条例第 12 号）を制定し、本市の文化芸術施策推進の指針となる札幌市文化芸術基本計画（以下「基本計画」という。）を策定した。そして、平成 29 年に同条例の一部を改正し、その題名を「札幌市文化芸術基本条例」に改めるとともに、文化芸術の振興のみならず、文化芸術の関連分野と連携した施策も同条例の対象となることをより明確にしている。なお、現在の基本計画は令和 10 年度で計画期間を満了することから、令和 11 年度に更新予定である。

文化芸術劇場等は、基本計画に沿って本市の文化芸術施策を進め、同条例の理念を具体化するに当たって中心的な役割を担う施設であり、事業内容の企画立案等については本市と指定管理者が一体となって行うなど、指定管理者への継続的かつ積極的な関与が特に必要であると考えられる。

芸術文化財団は、本市の出資団体であることから、市が人的及び財政的に関与し、密接に連携して事業を実施していくことが可能である。

5 文化芸術劇場等の管理運営の担い手について

芸術文化財団は、現在、指定管理者として札幌芸術の森、札幌コンサートホール、札幌市教育文化会館等を運営しており、美術・音楽・舞台芸術等に精通し、ノウハウ

等を蓄積しており、上記 1 から 4 までの必要性を満たしている。

さらに、芸術文化財団は、現在の文化芸術劇場等の指定管理者として、当該施設の供用開始前から現在に至るまで円滑な管理運営を行っている実績があることから、同財団に対し、非公募により申込みを求めることとする。